

(参考様式1-2)

事前点検シート

ふりがな	ならけんごじょうし	ふりがな	きたうちちく かつせいかけいかく
計画主体名	奈良県五條市	活性化計画名	北宇智地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和5年度 ~ 令和6年度 令和5年度 ~ 令和6年度	総事業費 (交付金)	710,236 千円 (243,448 244,753 千円)
活性化計画目標	<p>・供用開始後の地域産物の販売額 (R7~R9 年度の3年間平均) 173,727 千円を目標とする。</p> <p>・供用開始後の交流人口数 (R7~R9 年度の3年間平均) 40,703 41,028 人を目標とする。</p> <p>・農業体験交流活動イベント回数及び食育や農業インターンシップ等の受け入れ回数 (R7~R9 年度の3年間平均) 25 30 回を目標とする。</p>	事業活用活性化計画目標	<p>①地域産物の販売額の増加 173,727 千円 (令和7年度~令和9年度平均)</p> <p>②交流人口の増加 40,703 41,028 人 (令和7年度~令和9年度平均)</p> <p>③農業体験・交流、食育、インターンシップの増加 25 30 回/年 (令和7年度~令和9年度平均)</p>

計画主体 確認の日付	令和5年6月30日 令和6年2月8日	農林水産省 確認の日付	令和5年2月10日
------------	----------------------------------	-------------	-----------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○	○	計画目標は、6次産業化による地域農業者の所得向上及び交流人口に資する内容であり、目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。

	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○	○	地域連携販売力強化施設を整備することで地域農業者の所得向上及び地域外からの人々を呼び込み、交流人口の増加を図るものであり、妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○	○	<p>【活性化計画の目標】</p> <p>地域連携販売力強化施設を整備することにより、地域外からの人々を呼び込み、交流人口の増加につなげ、地域における所得と雇用機会の確保等地域活性化を図る。</p> <p>【事業活用活性化計画目標】</p> <p>新たに施設整備を行うことで地域の農産物を使用した加工品等の開発、販売を通じ、地域の生産者と連携し、農産物の販売力強化、加工の促進を図り、地域農業者の所得向上、生産者の後継者確保につなげ、また当該施設を訪れる交流人口の増加により、地域の活性化につなげる。</p>
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○	○	奈良県五條市が計画主体となった改善計画期間中の活性化計画はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○	○	五條市ビジョン（令和3年2月）では、今後10年間に優先的に取り組むべき課題の1つに、「豊かな地域資源を活かした産業振興」があげられており、「産業の面で持続的に発展し続けるまちとなるよう、本市産の農林産物や加工品をはじめ、市内の事業者が生産・製造・提供する製品にブランド力を持たせ、市外からの消費を呼び込み、地域内経済を循環させる仕組みをつくります。」としており、このことを踏まえた活性化計画、事業実施計画としている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○	○	コロナ禍であることを考慮し、地域の代表である自治会長、農業委員及び農地利用最適化推進委員等関係機関に個別で説明を行い、合意のもとに計画を進めている。

	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○	○	事業実施主体の構成員に、フルーツアートクリエイターとして女性1名が参画しており、活性化計画の目標の1つである「地域産物の販売額の増加」について、意見、提案等取り入れながら計画の策定を行っている。						
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○	○	活性化計画等に位置づけられている事業の推進のため、事業主体が地域の農業者をはじめ、行政や商工会等の産業支援機関、また生産－製造－加工－販売や新たな商品開発に関わる機関（JA、関係菓子店舗、なら食と農の魅力創造国際大学校等）など多様な関係機関と連携し、事業の推進体制が確立されている。						
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	○	本事業の内容については、都市部との交通利便性を活かした生産物の集荷－加工－流通・販売がワンストップで行える農産物集出荷・加工・販売施設、地域間交流拠点等を整備するとともに、自然の恵みを体感する体験型農業を多様な主体と連携して進めることで、地域外からの人々を呼び込み、交流人口の増加につなげ、地域における所得と雇用機会の確保等地域活性化を図るものであるため、活性化計画の目標である「地域産物の販売額の増加」また、事業活用活性化計画目標である「農林水産物等の販売・加工促進」と事業内容の整合性は確保されている。						
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	－	－	該当なし						
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○	○	活性化計画の計画期間及び事業実施期間は、令和5年度～令和6年度であり、評価期間は令和7年度～令和9年度とする。						
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○	○	開発許可申請等について、事業実施主体が専門的知識を有する者に委託し、県との協議等所要の手続きを担わせている。						
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○	○	<table border="0"> <tr> <td>総事業費</td> <td>710,236 千円</td> </tr> <tr> <td>交付要望額</td> <td>243,448 244,753 千円</td> </tr> <tr> <td>交付額算定率</td> <td>50%</td> </tr> </table>	総事業費	710,236 千円	交付要望額	243,448 244,753 千円	交付額算定率	50%
総事業費	710,236 千円									
交付要望額	243,448 244,753 千円									
交付額算定率	50%									

				<p>交付限度額 交付対象事業費 495,050 497,660 千円×交付額算定交付率 0.5 ≒243,448 244,753 千円</p> <p>(内訳) ①建築費 432,100 千円 (1,490 1,499 m²×290,000 円) ×1/2 =216,050 217,355 千円 ②附帯工事費 (外構、看板) 45,832 千円×1/2=22,916 千円 ③体験農園ハウス 17,118 千円×1/2≒4,482 千円</p> <p>交付限度額の範囲内である。</p>
1-10	活性化計画区域の設定は適切か (発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。	○	○	<p>活性化計画では、北宇智地区 (小和町、久留野町、西久留野町、西河内町) を計画区域としている。</p> <p>○当該地区活性化計画区域内の農林地は、全体面積の 80.4% を占める。(R4.7.4 現在 本市税務課固定資産台帳より) 活性化計画区域の総面積 390.6ha 活性化計画区域の農林地面積 314ha</p> <p style="text-align: center;">314/390.6≒80.4%</p> <p>○当該地区活性化計画区域内に市街化区域及び用途区域は含まれない。</p> <p>○区域内における全就業者に占める農林漁業従事者の割合は約 26% である (R2 年度国政調査より) 活性化計画区域の全就業者数 249 人 活性化計画区域の農林漁業者数 65 人</p> <p style="text-align: center;">85/319 ≒ 26.1%</p>

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○	○	今回新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準	○	○	実施設計の際に、各種法令関係及び設計基準による構造検討を行

	に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。			い、施工前に建築物の建築確認申請により、建築基準法に適合しているかの審査を受ける。また、市建築住宅課が実施設計の積算が適切か、施工時には十分な安全性等が確保されているか完成後も竣工検査を行う予定である。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	○	○	本施設は、実施要領別表2の事業メニュー㉕の地域連携販売力強化施設（体験農園ハウスは㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち体験施設）の整備であり、木造については耐用年数が鉄骨造より短いことやメンテナンスに係るコスト、建築コストがかかるため木質化はできないが、鉄骨造2階建てとして建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に基づき実施設計に取り組んでいるところである。また、できる限り地元産材を活用し、内装の木質化が図られるよう、実施設計において内装設計に取り組んでいるところである。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	—	—	該当なし
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。	—	—	該当なし
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	○	○	交付対象となる施設等に係る減価償却資産の耐用年数は以下のとおり。 【建物】31年 【機械設備等】10年 【体験農園ハウス】7年
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村	○	○	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農

	<p>発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業)費用対効果算定要領(令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知)により適切に行われているか。(発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。</p>			<p>山漁村発イノベーション等整備事業)費用対効果算定要領に基づき、費用対効果を算定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年総効果額 150,983 151,551 千円 (内訳) 農林水産物販売促進効果 22,240 千円 農林漁業体験等効果 21,998 22,241 千円 交流体験機会費用 2,115 2,440 千円 地域資源加工効果 94,422 千円 就業機会増加効果 10,208 千円 総合耐用年数 20.2 年 還元率 0.0736 妥当投資額 2,117,574 2,059,116 千円 投資効率 2.89 2.90
	<p>上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか(発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。</p>	○	○	投資効率= 2.89 2.90 である。
	<p>実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。</p>	—	—	該当なし
2-6	<p>事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。</p>	○	○	<p>事業メニュー：地域連携販売力強化施設(農産物直売所等) 農林漁業・農山漁村体験施設(体験農園ハウス)</p> <p>要件類別：交流対策型</p> <p>事業：第1 農村地域等振興支援</p> <p>事業要件：実施できる事業は、㉔地域連携販売力強化施設及び㉕農林漁業・農山漁村体験施設。</p> <p>実施主体：株式会社 Land(農林漁業者の組織する団体)</p> <p>上記は別記3に定める要件および基準を満たしている。</p> <p>過疎法、半島振興法に規定される地域に該当する。</p>
2-7	<p>個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。</p>	○	○	<p>事業主体は株式会社 Land であり、目的外使用の恐れは無い。</p>

2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○	○	<p>当該地区の入込客数については、以下、①、②を合算した数値で算出している。</p> <p>①近隣施設（五條市5万人の森公園及び牧野農産物直売所）の年間利用者数と面前道路交通量から立寄率を算出。</p> <p>②体験型農業施設であるハウスについては、県内の同施設の年間利用者数を参考に通年付加価値の高い様々な農産物の農業体験が行えることを加味し、算出。</p>
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	○	<p>施設整備地の周辺の類似施設には、地域農産物の直売所があり、五條市内に「牧野農産物直売所」、隣接する御所市に「御所大正農産物直売」と「葛上農産物直売所」がある。</p> <p>近隣市町村の類似施設の賦存状況、利用状況等について確認し、整備を進めていく。</p>
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○	○	<p>当該整備地域は、利便性が高いことから近隣のみならず、京阪神地域からの来訪者も見込める。</p> <p>また、直売所等の営業は、年間300日（平日180日、土日祝120日）を予定しており、周辺の体験農園は、柿のみならず、いちごやブルーベリーなどが導入され、ほぼ通年で農業体験ができることや、地元野菜や畜産物を味わえるよう検討している。</p>
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○	○	<p>当該整備地域は、国道24号及び京奈和自動車道IC付近にあることから利便性が高く、京阪神地域からの来訪者も見込める。</p> <p>また、近隣の周辺体験農園へのガイドや送迎等のサービスなどのプラットフォームとしての機能も有することから有機的な連携が図られる。</p>
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に	○	○	<p>地域農産物や加工品の直接販売はもとより、大消費地である京阪神地域をはじめとする小売・卸売業者、ホテル・レストラン等へ</p>

	記載されているか。			の販売・プロモーション、インターネット販売等の消費者への直接販売など多様なチャネルを開拓し、地域農産物の販売・プロモーションを行う。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○	○	事業実施主体には、役員の構成員に女性が参画しており、雇用促進の観点も踏まえ女性の採用も予定している。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○	○	基本設計を行っており、施設構造等から概算事業費を算出しており、過大な積算とはなっていない。 また、費用対効果の側面からみて適切である。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○	○	建設・整備コストの低減化については、事業実施主体が市場価格等を十分に調査し、実施設計においてより低廉な資材の活用について検討する等、整備コストの低減に努めており、妥当性についてはR5年度に本市建築住宅課で確認を行う予定。
	付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○	○	付帯施設は、駐車場、外構一式であり、地域の拠点となる施設整備に必要性があり、かつ汎用性がない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○	○	備品は、業務用冷蔵機器、選果機、脱渋機等を整備予定であり、汎用性の高いものではない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○	○	整備予定場所周辺には、国道24号や京都・奈良・和歌山を結ぶ京奈和自動車道が一部供用され、地域間交流の結節点として好立地であることから高い集客効果が期待できる。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○	○	施設用地については、既に事業実施主体の代表者と地権者との間で土地使用承諾書を交わしており、用地確保が確実である。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—	—	該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記3別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、	—	—	該当なし

	生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。			
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）。	○	○	地域連携力強化施設全体の延べ床面積は 1,490 1,499㎡を予定しており、1,500㎡以下となる。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）。	○	○	施設上限事業費 432,100千円（ 1,490 1,499㎡×290,000円）×1/2= 216,050 217,355千円で算出している。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	○	○	活性化区域内には、同様の施設が存在しないことから地域内の競争はない。 生産物の集荷ー加工ー流通・販売がワンストップで行える農産物集出荷・加工・販売施設、地域間交流拠点等を整備し、年間のさまざまな体験農業やクッキングスタジオ等の交流イベント、周辺体験農園へのガイドや送迎等のサービスなど地域農業のプラットフォームとしての機能を有することで、来訪者の増加による地域内外又は地域間の連携が一層促進される。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○	○	現在、当該地域が誇る農産物を広く市外、県外の方々に販売、情報発信、PRできる施設がない。本施設を整備することで、地元で収穫した農産物に更なる付加価値を付け、また新商品の開発を行い、それらをオンラインショップやSNS動画サイトによる情報発信により、地元食材の販売地域の農産物等の販売力強化ブランド

				化の推進が図られることから、本施設の整備が必要である。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	○	○	施設の通年営業により、従業員の通年雇用が図れるとともに、所得の安定が図れる。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○	○	加工施設等の整備により、地元農産物等を使用した6次産業化の推進に寄与できる施設となる。また、女性の雇用も想定しており、女性参画の促進に寄与する施設である。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○	○	事業実施主体は、R5年度法人化後にスーパーL資金を活用予定であり、日本政策金融公庫と適正な資金調達計画及び償還計画を策定すべく協議を進めている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○	○	建築工事、附帯工事等について、一般競争入札等に付するものとし、事業実施主体が競争性のある契約方式で行うものとする。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。	○	○	事業実施主体が維持管理計画を策定し、適切な維持管理を行う。また、事業収益の一部を施設の管理・更新の資金として積立する。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○	○	事業実施主体が収支計画を策定し、施設の売上、原価、粗利益のほか、人件費、消耗品費、光熱水費、リース料、広告宣伝費等を計上している。また、事業費が5,000万円以上であることから、これら収支計画について、R4.12.26付けで中小企業診断士から経営診断の報告を受けている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—	—	該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること）。	○	○	重複申請なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	—	—	該当なし
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付	—	—	該当なし

	対象となる施設等ではないか。			
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	○	○	中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第2に定める地域別農業振興計画

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。